※加賀市内の介護事業所に勤務されている介護職員のみなさまへ

加賀市介護人材養成支援事業補助金の概要

加賀市内の介護事業所に勤務する方へ、業務上必要な研修の受講または資格の取得に係る費用の助成、介護事業所への就職者に対する奨励金の支給などを行っています。
加賀市は、介護に携わりたい方など、志ある方を応援しています。積極的にご活用ください。

◆制度概要

1　介護人材養成支援事業

補助の対象者
① 市内の介護事業所に介護職員として勤務されている方または勤務しようとする方
② ①の方を雇用（しようと）する法人

補助の条件
補助の対象となる経費の支払を完了しており、研修等を修了または合格していること

補助の対象となる経費
市が必要と認める研修または資格試験に係る費用

補助の内容・補助限度額
・介護福祉士実務者研修：10 万円まで
・介護職員初任者研修：5 万円まで
・介護支援専門員（主任含む）資格取得・更新：5 万円まで
・その他の研修・資格試験：3 万円まで

2　就職奨励事業

補助の対象者及び補助額
①若手職員就職奨励金：10 万円（常勤職員）
5 万円（非常勤職員）
市内の介護事業所に介護職員として雇用された 45 歳未満の方

②新卒者及び有資格者奨励金：5 万円（①に加算）
①に該当する方で新卒者または以下の資格を有する方
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、
看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

③訪問介護員就職奨励金：10 万円（常勤職員）
5 万円（非常勤職員）
（①②に加算）
①に該当する方で市内の介護事業所に訪問介護員として雇用された方

④介護支援専門員奨励金：10 万円（常勤職員）
5 万円（非常勤職員）
介護支援専門員の資格を有し、市内の介護事業所に介護支援専門員として雇用された方

※①～④令和 7 年 4 月 1 日以後に雇用されている方が対象
※1 人 1 回限り　ただし①③④は常勤・非常勤職員のいずれか 1 回限り

✔次のいずれにも該当する方
・市内の介護事業所に介護職員として勤務したことがない方（事業廃止等による退職や特別な事情があると認める方を含む）
・有料職業紹介事業者から紹介された職員でない方
・派遣労働者から介護サービス事業所に雇用を切り替えた職員でない方

交付時期
雇用開始日から 12 か月経過後に支給

3　中堅職員養成支援事業

補助の対象者
加賀市地域包括支援センターが実施する加賀市介護保険事業所中堅職員向け研修会を修了した者を雇用する法人

補助の条件
雇用する者が中堅職員向け研修会を修了していること

補助の内容
中堅職員向け研修修了者 1 人当たり 3 万円

4　奨学金返済支援事業

補助の対象者

市内の介護事業所に常勤職員として雇用された方で以下の資格を有する方

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、
看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

補助の条件

自ら奨学金を返済していること(市が認める奨学金に限ります。詳しくはお問い合わせください。)

補助の対象となる経費

市が認める奨学金の返済金

補助の内容・補助限度額

・4 月～9 月の返済分：12 万円まで
・10 月～3 月の返済分：12 万円まで
補助対象期間は 60 か月を限度（最大 120 万円）

✔次のいずれにも該当する方
・市内の介護事業所に介護職員として勤務したことがない方(事業廃止等による退職や特別な事情があると認める方を含む)
・有料職業紹介事業者から紹介された職員でない方
・派遣労働者から介護サービス事業所に雇用を切り替えた職員でない方

5　家賃費用支援事業

補助対象者及び補助額

以下のいずれにも該当する方
・市内の介護事業所に介護職員（常勤職員）として雇用された 45 歳未満の方
・市外に居住していた方で、市内の介護事業所に勤務することを理由に市内の賃貸住宅に入居した方（公営住宅および社宅は除きます。）
・入居した賃貸住宅の借主である方

補助対象の条件となる経費

賃貸住宅の家賃（管理費、共益費などの費用は除きます。）

補助の内容・補助限度額

1 か月あたり 2 万円
補助対象期間は 12 か月を限度（最大 24 万円）

✔次のいずれにも該当する方
・市内の介護事業所に介護職員として勤務したことがない方(事業廃止等による退職や市長が特別な事情があると認める方を含む)
・有料職業紹介事業者から紹介された職員でない方
・派遣労働者から介護サービス事業所に雇用を切り替えた職員でない方

●申請期限

1　介護人材養成支援事業　令和 9 年 3 月 31 日(水)
（令和 8 年度中に修了または合格した研修等の経費が対象です。修了または合格したことを証する書類が令和 9 年 3 月 31 日までに到達しない場合、令和 9 年度に申請できます。）

2　就職奨励事業　令和 9 年 3 月 31 日(水)
（令和 7 年度中に市内の介護事業所に雇用された方）

3　中堅職員養成支援事業　令和 9 年 3 月 31 日(水)
（令和 8 年度中に修了した研修が対象です。）

4　奨学金返済支援事業　令和 9 年 10 月 30 日(金)（4 月～9 月の返済分）
令和 10 年 4 月 30 日(金)（10 月～3 月の返済分）

5　家賃費用支援事業　令和 9 年 10 月 30 日(金)（4 月～9 月に支払った家賃分）
令和 10 年 4 月 30 日(金)（10 月～3 月に支払った家賃分）

●お問い合わせ　加賀市健康福祉部介護福祉課　TEL：0761-72-7853 Email:chouju@city.kaga.lg.jp

提出書類等は加賀市ホームページに掲載されています。
補助申請の際はこちらを必ずご確認ください。